平成 24 年 7 月 26 日

各　位

会 社 名　株式会社アドバネクス
代表者名　代表取締役会長兼社長　加藤　雄一
（コード番号 5998　東証第 1 部）
問合せ先　取締役業務管理本部長　大野　俊也
（TEL. 03－3822－5865）

# 内部統制システムの基本方針の一部改定について

当社は、平成 24 年 7 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部を下記のとおり改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、法令定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合、あるいはその疑念がある場合は直ちに監査役に報告する。

2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規程に基づき、そこに定められた期間は閲覧可能な状態で保管することとする。

3)損失の危険の管理に関する規定その他の体制

3)-1　グループ会社のリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程及び関係会社管理規程を定め、同方針に従ったリスク管理体制を構築する。

3)-2　当社はリスク管理規程の中で、個々のリスク発生の懸念される業務を統括する取締役あるいは執行役員をリスク対応担当者と定めており、各リスク対応担当者が、リスク管理体制を構築する。グループ会社において発生するリスクは、会社毎に当社の担当取締役が体制を整えることとする。

4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

4)-1　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定する。

4)-2　取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌権限規程、職務分掌権限表において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを定めることとする。

5)社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5)-1 「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、法令定款違反行為を未然に防止する。

5)-2　内部統制室がグループ会社の内部統制システムを統括し、継続的に整備を行い、遵法・倫理体制を確保する。

5)-3　内部統制室が、グループ会社の内部統制システムの機能状態を適宜モニタリングする。

5)-4　取締役は当社における重大な法令違反あるいは倫理に反する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告すると同時に対策委員会を設置しその解決にあたるものとする。

5)-5　内部通報規程に基づき内部通報制度を整備し、社内に周知する。

5)-6　監査役は法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

6)関係会社における業務の適正を確保するための体制
6)-1　関係会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに行動指針として「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」、「グループ倫理行動指針」及び「カンパニーステートメント」を定め、これを基礎として、各社で諸規程を定めるものとする。
関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、関係会社において、法令違反あるいは倫理に反する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告すると同時にその解決にあたるものとする。

6)-2　関係会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、あるいは倫理上問題があると認めた場合には、内部統制室又は監査役に報告するものとする。
内部統制室に報告があった場合には直ちに監査役に報告を行う。監査役は事実の確認を行い、必要があれば取締役会を招集し、そこで解決策を策定する。
監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

7)監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項
7)-1　監査役の職務を補助するべき社員に関して監査役補助者規程を定め、監査役が必要と判断しこれを要求したときには、当社の社員から監査役補助者を任命する。
監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定につい

ては監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行部門からの独立を確保するものとする。

7)-2　監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8)取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
8)-1　取締役及び社員は当社の業務または業務に影響を与える重要な事項については監査役に報告するものとする。監査役は必要に応じて取締役及び社員に対して報告を求める事ができることとする。

8)-2　監査役会規程に基づき、監査役への適切な報告体制を確保する。

9)財務報告の信頼性を確保するための体制
経理財務部及び内部統制室は、財務報告の信頼性を確保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

10)反社会的勢力に対する体制
10)-1　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

10)-2　反社会的勢力に対しては、総務部を対応統括部門として、必要に応じて警察当局、専門機関と連携しその情報を収集し、社内およびグループ会社への注意喚起を実施する。

以　上